

<共通論題>

仮想通貨交換業者に対する監督上の対応と課題

金融庁 水口 純

<報告要旨>

我が国では、2014年における仮想通貨交換所の破綻、及びその後のG7やFATFからの国際的要請（暗号資産（仮想通貨）に関する規制導入）を踏まえ、金融イノベーション促進と利用者保護のバランスを考慮しつつ、仮想通貨交換業者に対して登録制を導入し、2017年4月、システム安全性や利用者財産の分別管理義務等の利用者保護規制や、取引時における本人確認義務等のマネロン規制等を課す改正資金決済法を施行した。

暗号資産については、高度で複雑なシステムによりインターネットを通じてグローバルに取引されるといった特性、暗号資産による資金調達（いわゆるICO）など新たな取引や、匿名性が高い暗号資産の登場、投機目的の取引拡大を通じた暗号資産価格の乱高下など、暗号資産を取り巻く環境やビジネスに関する急速な変化が生じている。

これらの状況を踏まえ、昨年8月、マネロン対策やシステムの専門家等で構成される仮想通貨モニタリングチームを設置し、交換業者における内部管理態勢全般にわたって、人員・体制といった形式面のみならず、その実効性を含め重点的な登録審査・モニタリングに努めてきた。

こうした中、2018年1月、登録申請中であったみなし交換業者であるコインチェック社が不正アクセスを受け、保管仮想通貨が外部に流出する事案が発生した。この事態を踏まえ、全てのみなし交換業者及び複数の登録交換業者に対して立入検査を実施し、問題が把握された業者に対しては行政処分を行い、また無登録の業者に対しては警告・公表を行うなど、利用者保護の観点から厳正かつ機動的な対応を行ってきた。

この立入検査等の結果については、本年8月に「中間とりまとめ」として公表しているが、主にみなし交換業者において、市況の拡大に伴うビジネスの急激な拡大に内部管理態勢等の整備が全般的に追いついていない実態が把握された。この背景には、システムやリスク管理人材が不足している中で、内部管理より業容拡大・利益を優先する経営姿勢等、経営ガバナンス上の問題が認められた。

また現在、法令上の規制とあわせ、業界団体による自主規制機能の早期確立も期待されている。

さらに、クロスボーダーで取引されるといった暗号通貨のグローバルな特性に鑑み、1国のみでの対応では問題は解決できず、G20/G7等の国際フォーラムや、国際機関による国際協調に基づくグローバルな対応が不可欠であると考えられる。